

フリーランス法とは

2024年11月1日に
「**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律**」（フリーランス法）が施行！

法律の目的

- ① フリーランスとフリーランスに仕事を依頼する発注者との間の**取引を規制化**
- ② フリーランスの**労働環境を整備**（フリーランスが安心して働ける環境整備）

本法律では、発注者とフリーランスの業務委託に関する取引全般について、発注者に対するいくつかの規律が設けられている



特定業務委託事業者
(発注者)



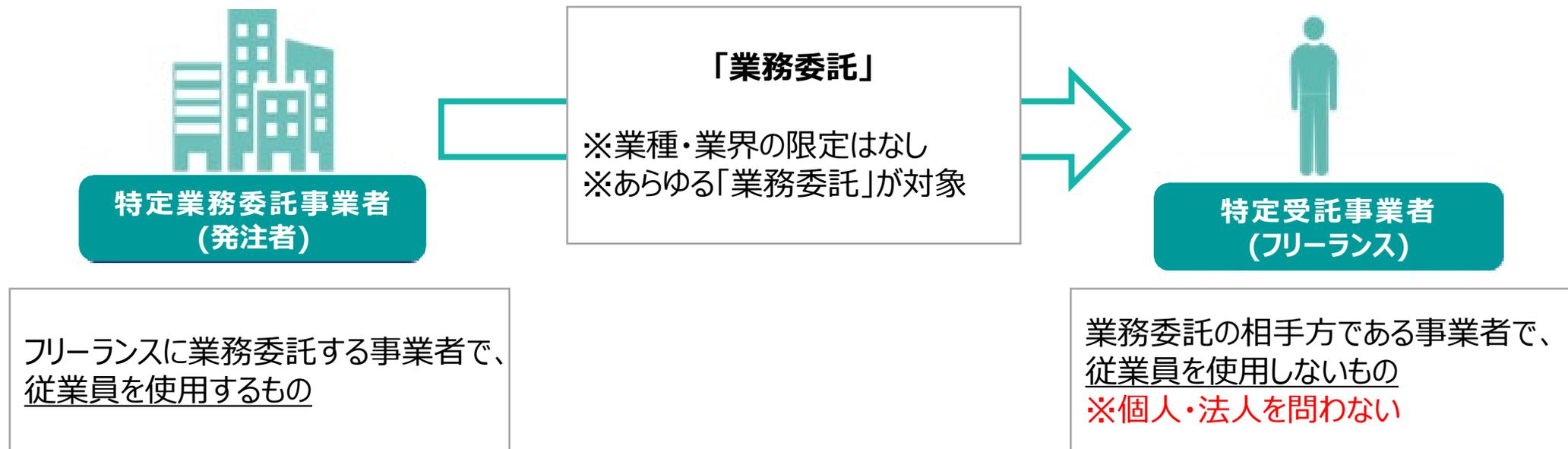
特定受託事業者
(フリーランス)

対象となる事業者・取引（法第2条）

<ポイント>

本法律の適用対象は、**発注事業者からフリーランスへのあらゆる「業務委託契約」**。
業務委託の相手方が法人であったとしても、役員一名で従業員を雇用していない一人会社であれば適用される点には留意。

※詳細については、厚生労働省の[説明資料](#)（P.8～9）をご確認ください。



書面等による取引条件の明示（法第3条）

<ポイント>

フリーランスに対し、**給付の内容、報酬の額、支払期日等**を、書面又は電磁的方法（電子メール、SMS、SNSのメッセージ等）により明示しなければならない。

※詳細については、厚生労働省の[説明資料](#)（P.8～9）をご確認ください。

《明示すべき事項》

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 発注者の商号、氏名、事業者番号等 | ⑥ 検査をする場合は、その検査を完了する期日 |
| ② 業務委託をした日 | ⑦ 報酬の額 |
| ③ 給付（提供される役務）の内容 | ⑧ 支払期日 |
| ④ 給付又は役務の提供を受ける期日等 | ⑨ 現金以外の方法で支払う場合の明示事項 |
| ⑤ 給付又は役務の提供を受ける場所 | |

特定業務委託事業者
(発注者)

特定受託事業者
(フリーランス)

明示義務の例外

内容が定められないことにつき**正当な理由がある場合**→明示は不要

ただし、未定事項の内容が定められた後直ちに、その事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない

書面等による取引条件の明示（法第3条）

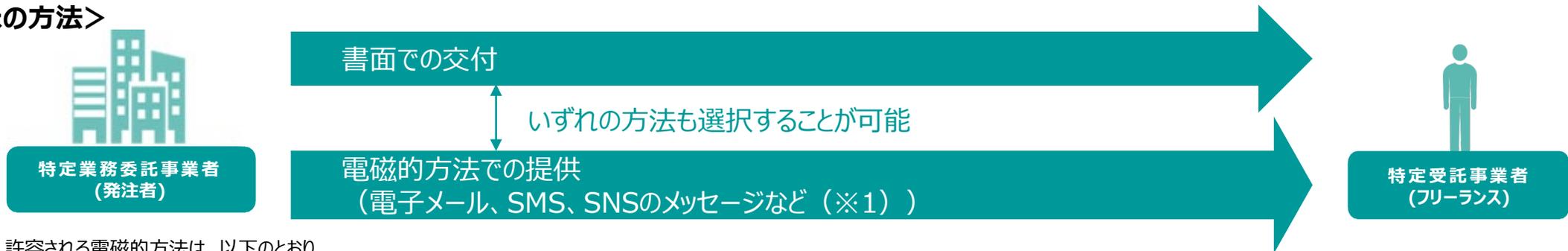
<ポイント>

取引条件を電磁的方法により明示した場合であっても、フリーランスから書面の交付を求められた場合は、遅滞なく、書面を交付しなければならない。

ただし、支障を生ずることがない場合は、書面の交付は 不要。

※詳細については、厚生労働省の[説明資料](#)（P.9）をご確認ください。

<明示の方法>



(※1) 許容される電磁的方法は、以下のとおり。

- ① 電子メールをその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信により送信する方法（例：電子メール、SMS、SNSのメッセージ機能等のうち、送信者が受信者を特定して送信することのできるもの）
- ② 電磁的記録媒体をもって調整するファイルに明示事項を記録したものを交付する方法（例：電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等をフリーランスに交付すること）

フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合

- フリーランスからの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合
- 業務委託事業者により作成された定型約款を内容とする業務委託がインターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであるとともに、当該定型約款がインターネットを利用してフリーランスが閲覧することができる状態に置かれている場合
- 既に書面の交付をしている場合

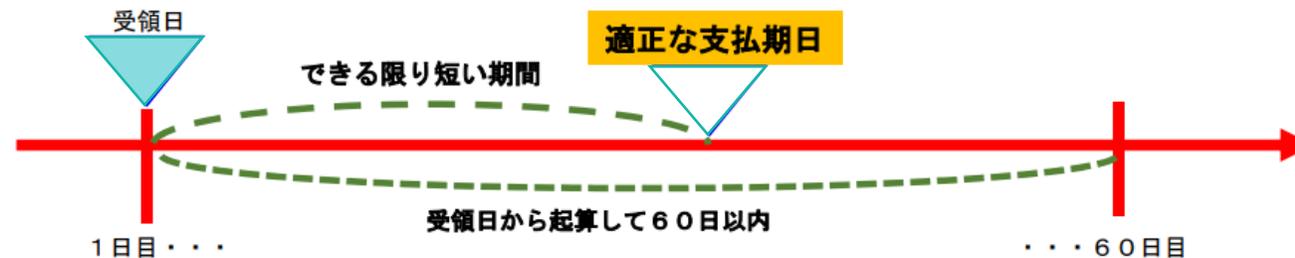
期日における報酬支払義務（法第4条）

<ポイント>

発注した物品等を受領した日から起算して、**60日以内のできる限り短い期間内**で報酬の支払期日を定めて、それまでに支払わなければならない。支払期日を定めなかった場合は、次のように支払期日が法定される。

- ①当事者間で支払期日を定めなかったとき ⇒ **物品等を実際に受領した日**
- ②受領した日から起算して60日を超えて定めたとき ⇒ **受領した日から起算して60日を経過した日の前日**

※詳細については、厚生労働省の[説明資料](#)（P.10）をご確認ください。



再委託の例外

自社が元発注者から受けた業務委託をフリーランスに再委託する場合は、元発注者から自社への報酬の支払期日から起算して、**30日以内のできる限り短い期間内**に、自社からフリーランスへの報酬の支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない。

禁止行為（法第5条）

<ポイント>

フリーランスとの1か月以上の業務委託に関し、以下①～⑤の行為をしてはならない。

※詳細については、厚生労働省の[説明資料](#)（P.11～12）をご確認ください。



特定業務委託事業者
(発注者)

してはならない

① 受領拒否（5条1項1号）

② 報酬の減額（5条1項2号）

③ 返品（5条1項3号）

④ 買ったたき（5条1項4号）

⑤ 購入・利用強制（5条1項5号）



特定受託事業者
(フリーランス)

<ポイント>

フリーランスとの1か月以上の業務委託に関し、以下⑥～⑦の行為によって、フリーランスの利益を不当に害してはならない。



特定業務委託事業者
(発注者)

フリーランスの利益を不当に害してはならない

⑥ 不当な経済上の利益の提供要請（5条2項1号）

⑦ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（5条2項2号）



特定受託事業者
(フリーランス)

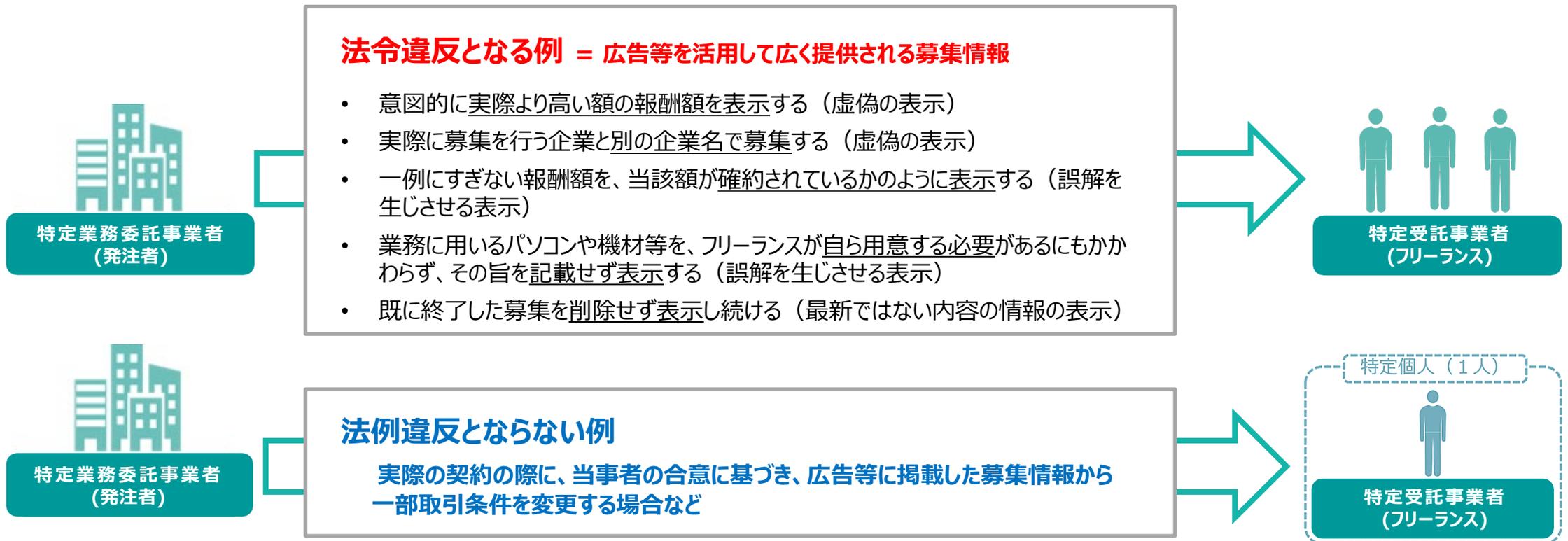
募集情報の的確表示義務（法第12条）

<ポイント>

広告等によりフリーランスの募集を行うときは、

- ① **虚偽の表示**又は**誤解を生じさせる表示**をしてはならず、② **正確かつ最新の内容**に保たなければならない。

※詳細については、厚生労働省の[説明資料](#)（P.13）をご確認ください。



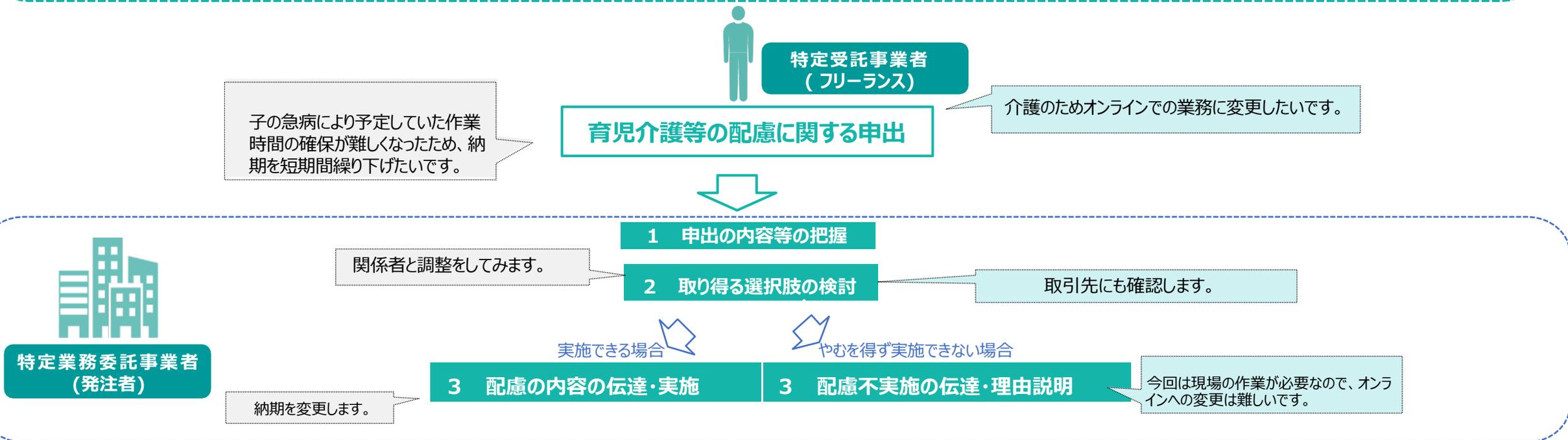
育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（法第13条）

<ポイント>

業務委託期間が6か月以上であるフリーランスから育児介護等と業務の両立するための配慮に関する申出があった場合は、**必要な配慮をしなければならない**。（委託期間が6か月未満であるフリーランスからの申し出に対しても、**必要な配慮をするよう努めなければならない**。）

なお上記配慮義務は、申出に応じて検討し、可能な範囲で対応を講じることを求めるもので、必ず実現することまでを求めるものではない。ただし、やむを得ず配慮を実施できない場合は、その理由について、必要に応じ、書面の交付・電子メールの送付等により分かりやすく説明することが必要。

※詳細については、厚生労働省の[説明資料](#)（P.14）をご確認ください。



ハラスメント対策に係る体制整備義務（法第14条）

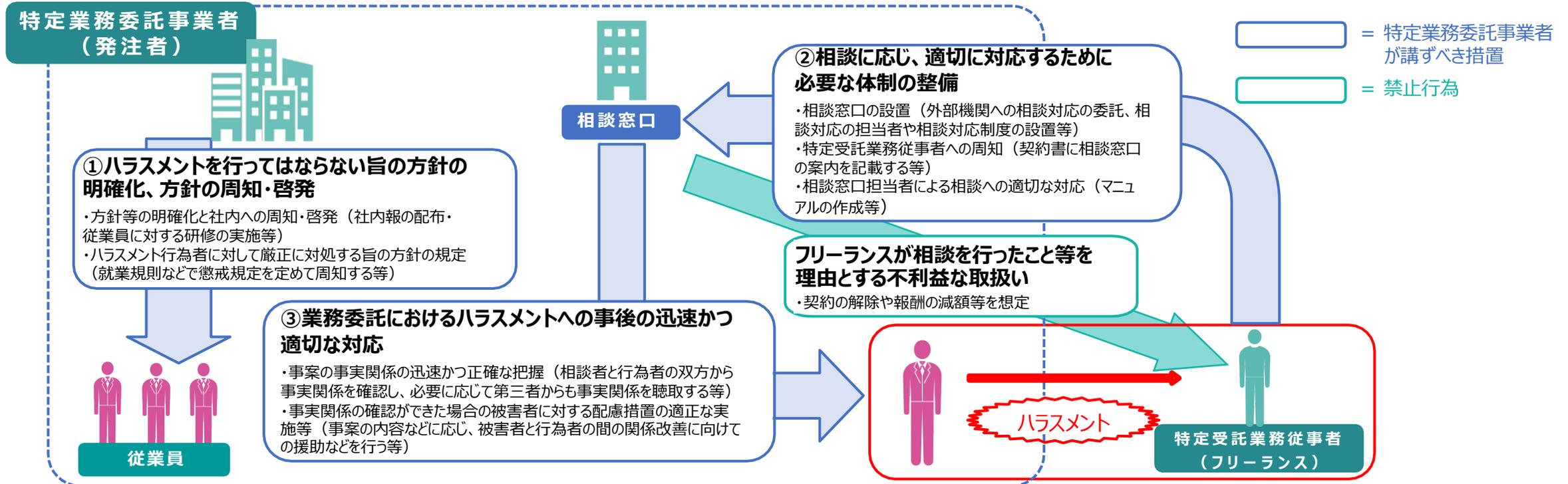
<ポイント>

フリーランスがハラスメントに関する相談を行えるよう、**体制整備・その他の必要な措置を講じなければならない。**

（雇用主として労働法に基づき講じている職場のハラスメント対策と同様、労働法に基づき整備した社内体制やツールを活用することで良い）

発注者は、**フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。**

※詳細については、厚生労働省の[説明資料](#)（P.15）をご確認ください。



中途解除等の事前予告・理由開示義務（法第16条）

<ポイント>

6か月以上の期間行う業務委託に係る契約を**中途解除**するか、**更新しない**場合は、

- ① フリーランスに対し **少なくとも30日前までにその旨を予告しなければならない。**
- ② 予告の日から契約満了までの間に、**フリーランスが契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合**には、その理由を**開示しなければならない。**

※詳細については、厚生労働省の[説明資料](#)（P.16）をご確認ください。

例外的に予告が不要となる場合

- 災害等により予告が困難である場合
- フリーランスへの業務委託が再委託であり、上流の委託契約解除等により即刻解除せざるを得ない場合
- 業務委託の期間が30日以下等短期間である場合
- 基本契約が存在する場合で、フリーランス側の事情により相当期間個別契約が締結されていない場合
- フリーランスに帰責性がある場合

例外的に理由開示を拒絶できる場合

- 第三者の利益を害するおそれがある場合
- 他の法令に違反することになる場合
- 前段の事前予告が不要となる場合に該当する場合

チェック

施行日：2024年11月1日

施行日前までに実施すること

- フリーランス法の内容確認（[公正取引委員会の特設ページ](#)も参照ください）
- 業務委託契約の点検（各社で締結中の業務委託契約より、フリーランスとの契約を特定したうえ、内容確認）
- （必要に応じて）フリーランスとの業務委託契約の再締結
フリーランス向けの就業環境の整備（育児介護等と業務の両立に関する相談窓口／ハラスメント対策に係る体制等）及び周知
- （必要に応じて）広告等における募集情報の見直し（虚偽／誤解を生じさせる／古い情報の表示がないか確認）

各社人事担当者の方へ

- ・業務委託契約書のひな型を『住友商事グループSUPPORT SITE』に掲載していますので、ご活用ください。
- ・本件に関するお問い合わせにつきましては、下記までご連絡をお願いいたします。

住商アドミサービス株式会社 グループ人事支援事業部 ejcag-org@sumitomocorp.com